

資料3

他県の実施状況（部活動等の活動の点数化）

1 調査範囲

東北6県

2 部活動に関する記録について

※「令和7年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」（文部科学省）からの抜粋

(1) 部活動に関する記録の活用

県名	全ての学校・形態の選抜で活用している	一部の学校や、一部の形態の選抜のみで活用している	推薦入試以外では活用していない
青森県		○	
岩手県			○
宮城県	○		
秋田県		○	
山形県	○		
福島県		○	

(2) 部活動に関する記録の一般選抜への活用にあたって、部活動の実績を点数化、得点への加算（岩手県は回答無し）

県名	全ての学校・形態の選抜で加点している	一部の学校や、一部の形態の選抜のみで加点している	総合的に判断する際の資料としてのみ用いる
青森県		○	
岩手県			
宮城県			○
秋田県		○	
山形県			○
福島県		○	

(3) 上記（1）、（2）の回答内容についての具体的内容

県名	具体的内容
青森県	一般選抜と同じ選抜資料をもとに、各高校及び学科の特色に応じて選抜資料の配点等を一般選抜とは別に定める特色化選抜において、部活動を点数化できることとしている。配点については「青森県立高等学校入学者選抜における求める生徒像・選抜方法等一覧」にて公表している。
岩手県	
宮城県	全ての学校・形態の選抜において、総合的に判断する際の資料として活用している。
秋田県	特色選抜では、配点基準を明確にした上で、校長の判断により加点する場合がある（加点基準、配点については公表していない）。一般選抜では、総合的に判断する際の材料としている。
山形県	総合的に判断する際の資料として、部活動の記録を含む調査書の記載事項を用いている。
福島県	県教育委員会として、点数化するなどして活用できることとしている。

- (4) 部活動に関する記録を含めた「諸活動の記録」欄等の一般選抜への活用の有無、活用方法、評価の観点等

県名	生徒・保護者に示している	生徒・保護者に示していない	具体的内容・補足事項
青森県	○		「青森県立高等学校入学選抜における求める生徒像・選抜方法等一覧」にて公表している。
岩手県		○	
宮城県	○		「宮城県公立高等学校入学選抜 求める生徒像・選抜方法一覧」において、各校が求める生徒像を示し、入試において重視する項目について示している。
秋田県		○	
山形県		○	
福島県	○		各校の選抜方法一覧及び募集要項において、部活動や地域クラブ等の実績等の評価の有無、評価の方法(点数化、段階評価など)、評価の観点(実績、取り組み内容など)を明記することとしている。

2 部活動等の点数化に関する概要

- (1) 岩手県の特徴入学選抜（令和8年度岩手県立高等学校入学選抜実施概要からの抜粋）
- ・志願理由書（計80点）の評価の観点
志願意欲（20点）、校内外の活動（生徒会活動、部活動、地域での諸活動など）での主体性、積極性（40点）、入学後の活動に関する意欲（20点）
 - ・プレゼンテーション（計200点）の評価の観点
内容の具体性・独創性（80点）、思考力・判断力・表現力（120点）
- (2) 福島県の特徴選抜（令和8年度各高等学校の選抜方法一覧からの抜粋）
- ・「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は60点満点とする。なお、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容等は総合的に評価し、点数化する。
 - ・「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」については、部活動や地域クラブ活動等の実績等を含めて点数化して、165点満点とする。

3 部活動等の点数化を取りやめた概要（岩手県・令和7年度以降の県立高校入試の改善について（提言）からの抜粋）

現行制度では、部活動等の実績（大会の成績）が一定以上であることを出願の要件とすることや実績を点数化しているが、出願できる生徒が一部に限定されることから不公平であるとの指摘があり、部活動参加の任意化、生徒の主体的な部活動参加が進められている状況を踏まえた見直しが求められている。

生徒が日常的な学習や活動で身につけた多様な資質・能力を評価するよう改善を求める。なお、各高校が評価する対象は、生徒が中学校の授業等で身につけたものに限定せず、部活動や学校外での活動等も含むこととし、生徒がこれまでの多様な活動で身につけた資質・能力を評価する必要がある。

4 東北6県の県立高等学校の要項及び選抜方法等

県名	入学者選抜要項 (令和8年度)	選抜方法・実施概要等 (令和8年度又は令和9年度)
青森県		
岩手県		
宮城県		
秋田県		
山形県		
福島県		